

第 17 号議案

亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市厚生会館条例（平成 17 年亀岡市条例第 35 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 11 月 25 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例

亀岡市厚生会館条例（平成 17 年亀岡市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に、「使用の許可」を「、使用の許可」に改める。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

厚生会館の使用料は、別表第 1 に掲げる額とする。

第 11 条第 2 項を次のように改める。

2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。

第 15 条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第 1 中

「

円 700	円 800	円 1,000	円 2,500
700	800	1,000	2,500
300	400	500	1,200
300	400	500	1,200
400	500	600	1,500

」

を

「

円 750	円 860	円 1,080	円 2,700
750	860	1,080	2,700
320	430	540	1,290
320	430	540	1,290
430	540	640	1,620

」

に改める。

別表第 2 中「
円 を「21,600円」に改める。
20,000」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市厚生会館条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市厚生会館の使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例によること。